

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第 55 号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行により障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されることに伴い、京都市消防団員等公務災害等補償条例ほか11条例について、次のとおり、規定を整備することとしました。

1 条又は項の移動等による規定整備

本市の条例が引用する、障害者自立支援法第5条及び児童福祉法第6条の2の規定について、条又は項の移動等が行われるため、規定を整備することとしました。

2 障害児支援に関する規定整備

障害児支援について、児童福祉法において児童福祉施設及び事業体系の整理が行われることから、改正前の施設種別等を引用する条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

平成24年 3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正)

第1条 京都市消防団員等公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正)

第2条 京都市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(京都市児童館及び学童保育所条例の一部改正)

第3条 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第4条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同条第3号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める。

(京都市洛西ふれあいの里条例の一部改正)

第5条 京都市洛西ふれあいの里条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(京都市社会福祉事業基金条例の一部改正)

第6条 京都市社会福祉事業基金条例の一部を次のように改正する。

別表目的の欄中「知的障害児施設及び知的障害児通園施設」を「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改める。

(京都市野外活動施設花背山の家条例の一部改正)

第7条 京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「(以下「児童福祉施設」を「並びに同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設(以下「児童福祉施設等」に改める。

第8条第2項第3号中「児童福祉施設」を「児童福祉施設等」に改める。

(京都市こころの健康増進センター条例の一部改正)

第8条 京都市こころの健康増進センター条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改め、同条第4号中「第5条第22項」を「第5条第26項」に改める。

(京都市学校歴史博物館条例の一部改正)

第9条 京都市学校歴史博物館条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「児童福祉法」の右に「第7条第1項」を、「児童福祉施設」の右に「並びに同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設」を加え、「当該施設」を「これらの施設」に改める。

(京都市宇津峡公園条例の一部改正)

第10条 京都市宇津峡公園条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「児童福祉法」の右に「第7条第1項」を、「児童福祉施設」の右に「並びに同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設」を加え、「当該施設」を「これらの施設」に改める。

(京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部改正)

第11条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「児童福祉施設」の右に「並びに同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設」を加える。

(子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部改正)

第12条 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第6条の2各項に規定する事業」を「第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業、同法第6条の3各項に規定する事業」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)